

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C.(P) No. 597/74

1974 : 12 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

<目 次>

— 金融問題特集号 —

| | |
|--------------------------------|----|
| 座談会 "マーチャント・バンク" とは | 1 |
| シンガポール進出の日本保険会社 | 10 |
| シンガポールにおけるリース事業 | 15 |
| 日本進出企業のシンガポール経済に対する貢献度調査 | 21 |
| プロフィール | 27 |
| 理事会の動き | 28 |
| 部会活動 | 31 |
| 資料案内 | 32 |
| 広報欄 | 33 |
| 編集後記 | 34 |

Printed by ABC Printing (Pte) Ltd

Typesetting by GREEN MOUNT

TEL: 402210

座談会“マーチャント・バンク”について

出席（順不同）

- | | |
|----------|--|
| 司会 渋谷 襄氏 | 本所理事、広報委員長 才一勸業銀行新加坡駐在員 事務所長 |
| 早川晴三氏 | United Chase Merchant Bankers 副社長（日興証券より出向） |
| 勝田正佳氏 | Singapore--Japan Merchant Bank 副社長（山一証券より出向。） |
| 雁金利男氏 | DBS -- DAIWA Securities International 社長 （大和証券より出向。） |
| 栗本行雄氏 | Singapore Nomura Merchant Banking 副社長 （野村証券より出向。） |
| 大谷昭夫氏 | Asian & Euro--American Merchant Bank, Manager（才一勸業銀行より出向。） |
| 富永進一氏 | Asia Pacific Capital Corporation Deputy Director（富士銀行より出向。） |
| 山下公也氏 | Private Investment Company for Asia (PICA), Treasurer （富士銀行より出向。） |

司会 最近設立されたモルガン・グレンフェルの合併会社を加えて、シンガポールのマーチャント・バンクは20社となりました。まだまだ増えることでしょう。

このうち本邦の金融機関、証券会社が参加しているマーチャント・バンクは7社を数えます。今日はこの7社からお一人ずつご出席頂きましたが7社の業務活動はそれぞれ持ち味も異なり、今後とも多彩かつユニークなど活躍が期待されます。当地在住企業の

皆様に既に定着したマーチャント・バンクという言葉ではありませんが、それではその業務内容はということになりますと即答しがたいのがマーチャント・バンクであります。

このような観点から今日のご専門の皆様にはマーチャント・バンクについてわかり易くご説明いただければ幸甚に存じます。最初にマーチャント・バンクという名称のいわれからお話しに入つていただきますよう。

- B マーチャント・バンクはその発展の経緯から自然発生的に生れ使用されて来た言葉であり、英国の法律用語ではない。

18世紀に起った英蘭戦争でオランダが負けた結果、それまで金融センターであったアムステルダムが衰退し、その上ナポレオン戦争に入って大陸封鎖令が出され、フランクフルト・ハンザ同盟の加盟商人が自由な天地を求めてロンドンに移った。彼等は大陸封鎖令の中で国際貿易取引を活発に行った。彼等は物資のみならず資金の移動すなわち貿易金融爲替手形引受も行なうようになり、金融業者としての役割も果すようになった。マーチャント・バンカーが貿易商出身であるのはこのためである。

もともと貿易商人であったのが、銀行業務も併せ行なうようになったという過程を経てマーチャント・バンカーと呼ばれるようになった。

- D 貿易商人として活躍するに従って、知名度も上り貿易取引によって生じた余裕金を手形割引等の形で貿易商人に融資するようになった。

このように商人がバンカーの役割も果して行くにつれて次第に商人としての役割が薄れてきて金融業務を主体とするマーチャント・バンカーが生まれた。

- C シンガポールではマーチャント・バンクの中国語訳として「証券銀行」と云う言葉を使っているがその業務内容を適確に表現出来る適当な訳語がない。
- E. 機能的にみるとマーチャント・バンク業務はアメリカのインベストメント・バンキングに似ている部分もある。
- C. マーチャント・バンクと米国のインベストメント・バンクでは発生形態自体が異なり法律的に受けるその業務分野の拘束範囲も異なる。また、証券取引所の会員であるか否かにおいても異なる。
- A. マーチャント・バンクは発生的には名前通りの業務をしていたが現在その業務は多様化している。一方インベストメント・バンクはあくまでも証券業務が主体である。マーチャント・バンク業務は時代の要請に応じて変化してゆく性格がある。
- 司会 只今のお話にありましたようにマーチャント・バンクの起りは19世紀初頭のロンドンのマーチャント・バンク・に遡るわけですが、才一次世界大戦前後、更に成長期といわれる、1960年代を現在の時点で振り返ってみると、その特徴は如何でしょうか。
- E まず高い信用力をもとに、状況に応じて弾力的なイノベーションを導入し、業務を展開してきたことであると思う。
- C モルガンを例にとると、米国から英国へ渡り、モルガンという会社をつくり、金融業務を行ない、更にその子供が米国へ行って、G.P.モルガンを設立した。才一次大戦後、主として米国が金融の中心地として榮えたが1963年の利子平衡税を境に主としてユーロ・ドルを取扱うロンドンの金融機関が息をふき返した。ユーロ・ドル、アジア・ドルについて説明すると非居住者の

もつ米ドルで、アメリカ国外の銀行にあづけられたもののうち、ロンドンを中心に預けられているドルをユーロ・ダラー、シンガポールを中心に運用されているドルをアジア・ダラーと呼んでいる。

アジア・ダラーの発展の要因としては近年数多い東南アジアへの投資の増大に伴い、進出企業への必要資金調達が盛んであつたことにもよるものであろう。

司会 本來的なマーチャント・バンクの主要業務というものはどのようなものですか。

F 主要業務としては金融関連業務、証券関連業務、コンサルタント業務に分かれる。

本来マーチャント・バンクの主要業務は手形割引や貸付金融であったものが証券も取扱うようになり、更に発達してコンサルタント業務も行うようになった。いわゆる時代と場所に応じて機能化したと思う。

司会 それではこれを項目別にご説明下さい。まず金融関連業務から。

G 業務分野を比較した場合、マーチャント・バンクが中長期金融を取扱い商業銀行が主に短期金融を取扱うことが相異点である。

E またマーチャント・バンクの収入面をみるとシンジケート・ローンのマネージメント料が大きな収入源になっている。

司会 次に証券関連業務についてご説明下さい。

C まずシンガポールに設立されているマーチャント・バンクは取引所の会員ではないので証券会社として顧客と直接証券の売買業務を行うことが出来ない。その他の業務は日本の証券会社が現在行

っている業務とほぼ同じであると考えていただければよい。取引所のメンバーでないため、ブローカー業務は出来ないがデイラー業は勿論可能であり、証券引受業務も認められている。その他インベストメントコンサルタント業務、投資信託の運用業務も出来る。

- D 現在の規則では原則として日本の日本国内居住者は個人としてシンガポールの株式は買うことは許されていないが香港を中心に形成されたアジア株を組入れた投資信託があり、そのファンドを通じて日本の一部の機関、投資家がシンガポールの株式を買うということが可能であり、また現在行われている。

香港のマーチャント・バンクがアジア諸国の株式を組入れた投資信託を運用し、それを日本の投資家が買っているが、その資産運用についていろいろなアドバイスを行っている。

- B シンガポールでは日本と異っていわゆる名義貸しが認められていることがマーチャント・バンクにとって大きな利点であろう。マーチャーテ・イクオーバーではこのノミニー・システムの活用が可能である。またアジアにける日本進出企業あるいはシンガポールをはじめ東南アジアの優秀な地場企業の株式公開上場の引受を行うこともマーチャント・バンクの重要な役割である。株式を公開上場することによってローカル株主をつくる事が可能となるから現在問題となっている進出企業の現地化を促進することが出来る。

司会 最後にコンサルタント業務についてご説明下さい。

現在マーチャント・バンクの収入面ではコンサルタント業務から得ている収入は余り大きなウエートを占めていない。すなわち、時間と知識を売るまでに至っていない。しかし実際のところ日常

業務の大半はコンサルトすることに費されているのが現状である。

D 日本では専門家に会って話を聞き必要な情報を得てもそれに対して費用を払うという習慣はまだ定着していない。しかしシンガポールではコンサルタント業務は充分なり立つと思う。
コンサルタント業務と関連して、重要な情報が世界各国に散らばっているネットワークを通じて収集することが出来るのでこの意味ではマーチャント・バンクは一つの情報産業と云えよう。

G 日本企業の海外進出の場合、自主的な企業自体で立案した進出計画にもとづくものと商社を通ずる場合があるが前者の場合、マーチャント・バンクでマーケティングリサーチのお手傳いをする事が出来る。また会社設立についての事務手続や合弁相手の紹介、折衝等のお手傳いも出来る。

司会 主要海外拠点には邦銀にしても、証券会社にしても支店設置とマーチャント・バンク資本参加の二本建が目立って来ておりますが、相互に補完する車の両輪作用は十分期待できるものなのでしょうか。

A 例えば証券業務面からみると海外拠点の主要業務はブローカー、アンダーライター・コンサルタント業務である。アジアドル市場での起債、東南アジア進出の日系企業への資金調達方法の多様化及び情報交換等で相互の補完関係が認められる。

司会 シンガポールにマーチャント・バンクが進出しはじめてまだ2年有余、しかしその数は20社に増えましたが、その共通した特色と個別の特色についてお話しただけませんか。

F マーチャント・バンクの共通した特色は全て合弁会社形式をとっ

ていること、また日系、米系、英系、大陸系主導型及び多国籍マーチャント・バンクに分けられるが、証券業務に重点をおくもの、貸付け業務に重点をおくもの等それぞれ得意とする業務分野を持っている、ことである。

E マーチャント・バンクの活動範囲はシンガポールのみならず東南アジア、全世界にまたがっているので、シンガポールに20社のマーチャント・バンクがあっても決して多すぎるとは思わない。

F シンガポール政府としてもアジアの金融センターをめざしているし、そのためにも夫々特色をもった数多くのマーチャント・バンクの存在が必要であろう。

司会 この機会にみなさまの業務上のいろいろな苦労談をひとつ。

B 東南アジアの発展途上国に関して、日系企業や本社から各種の情報提供を求められても、統計資料の不備が原因で、十分その期待に添えるだけの資料を提供出来ない場合が多い。

金融センターとして発展しつつあるシンガポールでさえも最近はそのでもないが6~7年前にさかのぼると資料作成に必要な基礎統計がなく、困ることが多い。

A シンガポール、マレーシア、香港、マニラには証券市場があるため、このメカニズムを利用して、資金調達もバラエティーをもたせることが出来るが証券市場がない他の東南アジア諸国の場合、資金調達方法で制約を受けることが多い。

司会 シンガポール日系企業はきびしい不況下にあっても積極的な業務拡大のために資金を必要とされておりますが、折柄政府のインフレ抑止策による金融引締めが浸透しております。

マーチャント・バンクのみなさまが貸し手としての立場からアド

バイスされたいことがありましたらお聞かせ下さい。

G マーチャント・バンクの機能としては個々に貸すよりマーケットに出してシンジケートすることが多い。従って、当該案件はマーケットにのぼらなければならない。日本企業も常に国際的土俵で勝負出来るように、実力をつけるべきであろう。

E 借入金と資本金の比率をみた場合、欧米企業に比べて、借入金の比率が高い。

また、長期の案件の場合将来見通しの態度が甘い。人に対する信頼を重視しているが、この点は欧米企業と考え方において異っている。

G シンジケート・ローンにより、プロジェクトを確立する場合マーチャント・バンクはそのお手傳いは十分出来る。

D 一部日系企業の中には外国系のマーチャント・バンクに相談するのはまずいという感じをもたれることがあるが、シンガポールのマーチャント・バンクは日系企業が多いので十分活用して相談してほしい。

司会 結びとして、今後のマーチャント・バンクの業務展開についてどのようにお考えでしょうか。

C アジア諸国のナショナリズムは今後ますます高揚すると思うが、マーチャント・バンクとしてはこの時流の中で、株式の公開上場を通じて現地の株式持分の大衆化、現地化に対する貢献をやらなければならないと思う。同時に現地資金調達源の開発にも努力する必要がある。

D アジア地域では十分発達していないが、短期資金の長期化をはか

り、日本と結びつけて資本市場として拡大強化をはかることもマーチャント・バンクとしてはやる必要がある。

E 先進国資本を導入して、アジア地域の資本蓄積を強めることも大切である。

B またシンガポールをアジア・ダラー市場—金融市場のみならず資本市場としても—の中心として育成にも協力したい。

司会 長時間ありがとうございました。



シンガポール進出の日本保険会社

日本火災海上保険株式会社
三 田 和 夫

シンガポールに進出の日本保険会社について説明する前に、先ずその営業基盤であるシンガポールの保険事情について概略説明する。

1. シンガポールの保険事業

シンガポールに於ける保険事業は、1967年1月1日発効の Insurance Act (Chapter 193) によつて規制されてきたが、1973年4月1日より Insurance (Amendment) Act 1973が施行され、シンガポールに於ける保険事業は、従来よりも厳しい監督を受けることになった。監督官庁は、Insurance Commissioner (Ministry of Finance)である。

2. 保険会社の数

シンガポールの保険会社は、この小さな島の中に、81社が営業している。1973年に政府の指導もあって、シンガポール再保険会社が設立された他は、新規に営業権を取得することは、まず不可能である。

- (1) 生命保険会社 8
- (2) 損害保険会社 66
- (3) 生・損保兼営会社 7

日本保険会社の進出している損害保険営業の73社(2)、(3)の国別内訳を見ると、次の通りとなる。

| | | | |
|------|------|----------|------|
| 英国 | 21社、 | シンガポール | 13社、 |
| 米国 | 10社、 | インド | 7社、 |
| ホンコン | 5社、 | マレーシア | 4社、 |
| 日本 | 3社、 | オーストラリア | 2社、 |
| 中国 | 2社、 | ニュージーランド | 2社、 |

オランダ 2社、 フィリピン 1社、
フランス 1社、

73社の内、シンガポール会社13社に対し、外国保険会社は、60社も進出している。その内、日本の保険会社は3社である。（日本火災、大正海上、東京海上）

3. 営業の規模

1972年度の保険料収入は、S\$ 135.4 million（約163億円）で、対前年S\$ 28.8 million増、パーセンテージにして27.03%の増収となつている。その内、外国会社の増収率は21.2%に対し、シンガポール会社は、38.1%の増収をみている。これは、1969年のInsurance Corporation of Singapore（DBS出資会社）、1973年のシンガポール再保険会社（シンガポール会社を中心に出資、当地進出日本3社も出資している。）の設立などにみられる如く、シンガポール会社育成策の成果が現われている。

然しながら、シンガポール会社の保険料収入は、S\$ 50.9 millionであるのに対し、外国会社は、S\$ 84.5 millionと約62.4%を占め、未だに外国会社の占める割合の方が多い。

因に、シンガポールの年間保険料収入S\$ 135.4 millionは、日本の場合と比べれば、1972年度の総収入保険料12896億円の約80分の1、日本の大手保険会社1社の10分の1程度と極めて少ない。日本の経済大国ぶりがうかがわれる。シンガポール会社の規模も、やはり小さく、資本金S\$ 10 millionの会社が最高で、大体S\$ 2 million程度の会社である。

さて、これらの会社によって一体どの位の保険金が支払われているかという、1972年度の支払保険金は、S\$ 46.1 millionで前記収入保険料S\$ 135.4 millionに対し、34.1%となつている。

これを専門的に、既発生クレームに対する未払保険金並びに保険料の未

経過分を調整したもので、1972年度の営業収支をみると次の通りとなり、若干マイナスとなつている。

| Claims | Commission | Expense of Management | Underwriting Margin |
|---------|------------|-----------------------|---------------------|
| 54.58 % | 28.69 % | 20.59 % | (-3.86 %) |

4. 資産状況

1972年12月末の保険会社の総資産は、S\$ 129 million 強（約155億円）で、シンガポール会社 S\$ 55 million、外国会社 S\$ 74 million となつている。

保険会社の資産運用については、やはり保険業法により規制されているが、1972年末の運用状況は次の通りである。

| | (S \$ million) |
|--|------------------|
| Property | 19.39 |
| Loans | 2.34 |
| Government and Local Government Securities | 22.13 |
| Deventures and Shares | 14.98 |
| Cash and Deposits | 39.96 |
| Miscellaneous | 15.38 |
| Total | 114.18 |

運用順位は、銀行預金、政府債、不動産の順となつており、この三つで全体の70%以上を占めている。

5. シンガポール進出の日本保険会社

さて、このシンガポールで、保険会社として登録され、現在営業を認められている日本の会社は、日本火災海上保険株式会社、大正海上火災保険株式会社、東京海上火災保険株式会社の三社である。（隣国マレーシアに於ても同じ。）

各社共10年以上も前に進出しており、日系進出企業はもとより、地場会社算の保険需要にこたえるべく鋭意努力している。

市場の割に保険会社数の多いシンガポール、更に外国保険会社の市場占

有度の方が高いシンガポールでは、新規営業権の取得は難かしく、ほとんど不可能である。シンガポール保険会社の育成、保険会社の集約、統合等の行政指導の行なわれる中で、シンガポール会社との共存共栄の基に、日本保険会社も、シンガポール保険市場の発展に協力している。

業界共通の問題は、シンガポール損害保険協会（General Insurance Association of Singapore）で話合われるが、日本三社は、この協会のメンバーとなつている。

アケル

営業種目は、火災保険、海上保険（船舶・貨物）、自動車保険、賠償保険、労災保険、傷害保険、盗難保険、現金輸送・現金保管保険、建設保険、組立保険、等々生命保険を除いた各種の保険を取扱っている。

アケル

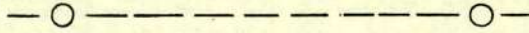
各社の事務所並びに連絡先は次の通りである。

The Nippon Fire & Marine Insurance Co., Ltd.
59, Robinson Road, S'PORE 1.
TEL: 92311

Taisho Marine & Fire Insurance Co., Ltd.
2, Shenton Way, S'PORE 1.
TEL: 919811

The Tokio Marine & Fire Insurance Co., Ltd.
5, Malacca Street, S'PORE 1.
TEL: 910442

尙、この他にシンガポールに於ける営業権は與えられていないが、近年、日本より日産火災海上保険株式会社（連絡先 Overseas Union Insurance Ltd. 43/47 New Bridge Road, Singapore 1. Tel: 70111）、住友海上火災保険株式会社（連絡先 Overseas Union Insurance Ltd. 43/47 New Bridge Road, S'PORE 1. TEL: 70111）、安田火災海上保険株式会社（連絡先 Asia Insurance Co., Ltd. Finlayson Green, Singapore 1. Tel: 72181）が夫々駐在員を派遣している。

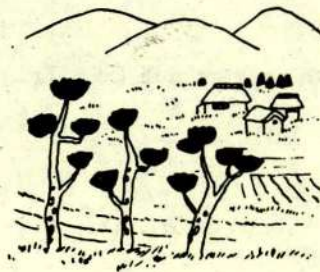


保険会社名は、ABC 順とした。

文中成績数字等は、政府統計資料「 Annual Report of the Insurance
Commissioner for the year ended 31st December 1973 」による。

“尚” 詳しいデータその他御照会は、上記各社に夫々日本人が常駐して
いるので、御遠慮なくおたづね下さい。

以上



シンガポールにおけるリース事業

Orient Leasing Singapore (Pte) Ltd,
小泉隆司

「Singapore においてリース業をするのに、どのような法律が関係するのですか?」「免許はいるのですか?」という質問をよく受ける。その度に、「イヤ、何もありません。免許もありません。普通の事業会社と同じです」と答えるのが常である。リースが、ファイナンス機能を持つことから、銀行や保険会社の様に、主務管庁の監督があり、規制や法律がある様に思われがちなのである。

リース取引とリース会社の事業内容を簡潔に云えば次の如くなる。

『リースとは、リース会社が顧客に代つて機械設備を購入し、当該物件を顧客に長期間拘束して賃貸し、賃貸期間中に設備購入代金の全て、または大部分をリース料として回収することにある。すなわちリース期間を通じて中期金融機能を供與するのがリースであり、リース会社は、機械設備の機種、メーカー、納期、価格、保守等について顧客に決定をまかせ、その決定に従つてリース契約することを原則とする。リースの本質は、顧客に対し従来現金購入、銀行融資あるいは、商社金融に代つて機械設備の更改、近代化を容易ならしめる点にある』

さて、このリース取引が、Singapore にとみに普及してきたのは、この2年程のことである。

そのリースの解釋及び実際の取引は、どの様になされているか簡単に述べて見たい。

現在 Singapore において現実にリースを営んでいる主な事業会社は、下記の12社である。

1. Associated Merchant Bank Pte. Ltd.

2. Citicorp Financial Ltd.
3. Chartered Merchant Bankers Ltd.
4. Credit Corporation Singapore Ltd.
5. DBS Finance Ltd.
6. First Oversea Credit Ltd.
7. Hong Leong Finance Ltd.
- *8. Orion Leasing Singapore Pte. Ltd.
- *9. Orient Leasing Singapore (Pte.) Ltd.
10. OCBC Finance (S) Pte. Ltd.
- *11. Singapore Leasing International Pte. Ltd.
12. Wayfoong Mortgage & Finance (S) Ltd. (ABC 順)

上記の中で本当にリースのみ専業としているのは※印の3社である。他は一部門としてリースをやっており、車のハイヤーパーチェス (Hire & Purchase) や住宅ローンを兼業としている。日本では銀行法によりリース等を営めないが、ここでは銀行はこの種の制限を受けていない。管理上別会社に行っているところもあるが、一部門として、リース事業部を持つているところもある。

歴史的に見れば1971~1972年頃、前記の中の F.O.C. C.C.S. 等が最初にリースという名のもとに設備のファイナンスをした様である。

その後、相次いで名乗りをあげたわけであるが専業としては、Orient Leasing Singapore (Pte) Ltd. が一番早く、1972年9月に合弁企業 (オリエント・リース (株) = 50% D.B.S. = 30% U.O.B. = 20% の出資) としてスタートしている。

Singapore におけるリースに対する解釈は、全般的に確立されていないと云うのが現状である。もちろん、日本でも末だに税法上のからみ等確固とした規定がないわけで、今後に残された課題だとされている。その例としてリース期間終了時に、ユーザー (= Lessee) にリース物件を売却する旨予約したリース契約は割賦の一変型と解釈され、ユーザーのリース料の損金処理を認められず、リース期間の当初にさかのぼってユーザーがリース物件を所有したと見なすという見解がでていいる。又当初より売却す

る旨の予約がなくとも、現実にリース終了時にユーザーの所有となつたならばそれはもはや「リースではなかつた」と解釋される虞れがある。そのため日本では、基本リース期間終了時、さらに繼續使用される際は、再リースに入るのが一般的である。すなわち年間更新となり非常な割安（通常今までのリース料の1/10~1/12となる。）なリース料で使用される。

この解釋を Singapore ではどの様になつてゐるかと言うと、ユーザーへ終了時売渡すことをすれば、それはもはや『リースではない』とする意見は今のところ聞かれない。

現在我々が Singapore においてリースをする際基本リース期間が終れば次の如き三つのオプションをユーザーに與えているのが普通である。

- (1) 物件がいなければリース会社へ返還してもらう。
- (2) 引続き使用するときは再リースに入つてもらう。
- (3) 終了時に所有したければ買い取りたい旨のオプファーを新たにしてもらう。

だいたいにおいて所有欲の強いローカル会社は、この第3の申し入れをするのがほとんどだと思われる。残念ながらリースの歴史が浅く終了してきた案件がないため、どの様な結果になるかは今後を持たねばならないが、契約する際のニュアンスからは、終了時に自分の所有物にしたいというユーザーがほとんどである。さてそうになると、そういう申し入れを受けた際、リース会社がいかなる価格で売るかが問題となる。所得税法第20条では“Open Market Value（公開市場価格）”で売却されてゆくならば問題ないとされている。それでは、如何なるものが、「公開市場価格」かと云えば、第20条では、「事態の発生時において公開市場で売れる様な価格を意味する。但し検査官が、或る機械又は設備の特殊性から見て、それが公開市場で決定されるのに適當でないと認めた場合は、検査官は状況によりその適當と認める他の評価額を採用することが出来る。」としてゐる。先発のローカル会社が、S \$ 1~2の名目価格で売つていたところ、今回の、Tax -- Controllerの目のとまるところとなつた。

その会社は、その時点での簿価とS \$ 1の差額を、資産除去の際、経費

處理しようとして否認された様に聞いている。日本の如く、リース会社がユーザーへ直接売却するということに対しては、何一つクレームをつけておらず、その売却価格に関連し、リース会社の經理處理を問題にしているのである。この観点は、オーストラリア、イギリス等の流れをくんでいる様である。今回上記の如き Tax -- Controller のクレームに対し、前記の12社から委員会を作り、『ファイナンス、リースとは、こういう性質のものであり、こういう Transaction をするので理解して欲しい』、という申し入れをなしたのである。その中でも、終了時にユーザー (Lessee) に売ることは、当然認めるべきだとしている。そしてその価格は、リース契約時に、終了時の市場価格を概ね想定し、それを残存価格として、当初から計算に入れておくというのである。例えば、

コンピューターを3年リースした場合、当初の価格の20%の Value が3年後にあるであろうとして、月々のリース料を計算するわけである。そして、その20%は、ユーザーに保証してもらうのである。すなわち、

- ① 買い取りたいというオプファーがあれば、20%で売却する。
- ② ユーザーが使用しないからと、リース会社へ返還されたならば、リース会社は、第三者へ売却することとなる。その際、20%以上で売却されたならば、ユーザーには何一つ、責任は残らない。20%以下でしか売れなかつたならば、その差額は、ユーザーが負担することになる。(Indemnity Clause と呼ばれる。) 当初にユーザーが20%を保証し、その分、月々のリース料を減額していた結果である。

- ③ 引き続き、リースで使用するなら、再リース契約を結ぶ。

以上の方法が、現在、Singapore で行なわれている、リースの典型的な方法と云える。

現在 Singapore で、どの程度の額のリース契約がなされているかは、その統計がないため全く不明である。たゞ、年々増加の傾向をたどっていることは、我々の引合件数から見ても理解できる。又、リースそのものゝ内容の理解も徐々にではあるが、当初の“限界金融”的なものから、簡便

な設備調達方法、合理的な償却効果、物件の陳腐化の回避、インフレに対するヘッジ、運轉資金の留保、予算上のメリット、そして財務諸表上のメリットへと、広く、そして深く滲透してきつゝあることも事実である。

リースは、ご存知の様に、設備調達の一方法としての機能を有するものゝ、これを現金購入、割賦、レンタル、増資、銀行借入れ、社債といった、従来からある伝統的な設備調達方法、あるいは、ファイナンス手段と比較した場合、優ることもあるが、一方、ユーザーの具体的事情によつては、そうでない場合もある。どうした場合にリースをすべきで、どうした場合に他の方法による方がいいかは一概に断定できない。リースのメリットの見方は、例えば金利の比較の様に、低い方が有利といった単純なものではない。リース取引は、それを利用する側から見ると、ファイナンスにごく近いものと受け取られたり、複雑な手続きを要しない手軽な設備の導入方法と見られたり、また陳腐化を避ける有効な手段であるとされたり、種々の特徴を現わす。

リースはこのようにいくつかの顔を持つており、利用するユーザーはこの顔の一面をみたり、またはそのいくつかを組み合わせ複合したものをメリットとして数える。リースを利用した方が有利かどうかの判断は、これらの複合したメリットを総合判断することが必要となり、しかも計数で把握できない点が多いため、高度の経営管理者の意思決定に属する場合が多い。リースを採用すべきか否かはリースの持つ特徴を十分把握することを才一段階とし、更にその企業の置かれた環境（たとえば、現在と將來の収益状況、資金調達力、競争関係など）と、調達しようとする設備の内容（たとえばこれを稼働させることによる收支予想、この設備の陳腐化の危険性など）を企業側で的確に把えることによって初めてリースの可否が総合的に判定されることになる。したがつてリース利用がプラスになる場合を一般的に論じることは難しく、個々の企業の置かれた立場と対象物件の内容によつてこれは左右されることになる。企業環境から見れば、設備投資の活発な成長産業分野、あるいは成長企業にとつてリースのメリットは

大きいと云える。また対象物件から見ると、陳腐化の危険のあると見られるものすなわち技術革新の激化の予想される機種とか、つくりだされる製品、商品の寿命が短いと予想される機種の場合にプラスとなる。さらに企業にとって資産性の少ないものほど、いい換えれば経営管理上経費的な使い方に適しているもの程リースになりやすい。その典型的な事例としては事務機械であり、この種のものを自社で所有するという考え方は薄れてきたようである。

最後に船舶リースについて簡単に述べてみたい。

Singapore 政府の船舶事業振興の政策から、所得税法、才13A条では、船舶事業利益免税をうたっている。又 Shipping Act では、Singapore に会社がなくとも、その船舶を当地に登録できる、いわゆる便宜置籍船も認めている。

さてここで、船舶事業の利益の中に、このリース事業から得る利益が入るかどうかが、問題となってくる。当地における船舶リースは、政府のとなえる船舶事業振興、又ACU資金の活用と、一石二鳥の効果と目的にかなうものである。この点からリース契約から得る利益が免税になることを願うのであるが、今後、益々発展するであろう高度の船舶金融は、契約形態、内容を充分考慮したものでなければならないと思う。

以上

『日本進出企業のシンガポール 経済に対する貢献度調査』について

日本大使館、シンガポール日本商工会議所、JETRO は、共同で今回第二回目の「日本進出企業のシンガポール経済に対する貢献度調査」を実施し、1974年10月とりまとめを行なった。以下、本調査の概要について紹介することとする。

I 調査の目的と方法

1. 調査の目的

この調査は、日本の進出企業が製造業、商業貿易、金融、サービス建設等の各部門にわたる経済活動の積極的推進および現地人の雇用機会の増大等を通じ、シンガポールの経済開発、発展に如何に貢献しているかの実態を把握し、今後の対策の検討資料とするとともに普及、啓発のための基礎資料とすることを目的として、1973年に第一回調査が実施され、今回はその第2回目にあたるものである。今回は第1回目の調査項目に加え技術移転に関連の深い訓練問題および昇進問題と関連して大学卒業生の雇用と初任給の項目を追加した。

2. 調査時点

調査時点は、原則として毎年12月末とし、会計年度その他の都合により記載不可能の場合は会計年度末とした。

3. 調査対象及び集計方法

調査対象はシンガポールに進出している日本系企業325社で、飲食店を除き日系企業の全数が対象となつている。回答数は187社（全体の57.5%）でそのうち集計可能な有効回答数は167社（全体の51.4%）であつた。この調査によつてカバーされる日系企業は駐在員事務所を除き、主要なところはほぼ回答しているため、シンガポールにおける日系企業のうち営業活動をしているところをほぼ7割～8割程度把握しているものと推定され、従つてこの調査結果は日系企業の全体の動向を相当な正確さで伝えてるものと考えられる。調査票は駐在員事務所を除き、同一のものを用以駐在員事務所に対しては簡単な調査票を用いた。

調査結果

1. 日系企業の投資

回答のあつた167社のうち駐在員事務所を除く127社の日系企業の払込み資本金額（支店設立による資金の持込み含む）は1973年には、315百万ドルでそのうち日本側の出資額は197百万ドルと全体の62.8%を占めている。1972年と比べると払込み資本金は106百万ドルの増（50.7%増）、日本側出資額は81百万ドルの増（68%増）と大幅に増え、日本側出資比率も56%から約7ポイント増えた。このように日本側出資比率が上昇した理由には、1970年以降の新しく設立された企業は資本集約的企業が多くこれらは日本側の出資比率が100%となつてることがあげられる。

2. 売上高、輸出額

1973年における日系企業の売上高は2,338百万ドル、輸出額は1,151百万ドル、日本向け輸出額は366百万ドルである。1972年と比較すると売上げ高は65%増、輸出額は132%増、日本向け輸出は38%増といずれも大幅に増え、中でも輸出額の増加幅は大きかつた。

産業別にみると、商業部門が全体の売上げ高、輸出額のそれぞれ8割を占め、製造業がそれぞれ2割前後となつている。輸出の売上高に対する割合は商業47.6%、製造業57.5%となつており前年に比べ上昇している。これに対して、日本向け輸出の総輸出額に対する比率は商業36.7%、製造業15.3%で前年に比べ商業は減少したものの製造業は増加している。

今年度の調査結果と昨年度の調査結果を対比してみると、輸出比率は上昇傾向にあるのに対して、総輸出に対する日本向け輸出の割合は低下傾向にあるが、これは世界的な物資需給逼迫下という異常事態のため総輸出の伸びが、日本向け輸出の伸びを大きく上回つたこと、および日系企業以外のローカルの企業の対日輸出努力の結果そのシェアが上昇したこと等によるものと考えられる。

3. 従業員数

1973年における日系企業従業員数はシンガポール人16,564人(95.7%)、日本人739人(4.3%)となつている。1972年と対比するとシンガポール人は3,636人増(28%増)、日本人は139人増(23%)となつている。その結果、全従業員に占める日本人の比率は若干低下した。

産業別には、製造業の従業員が最も多くシンガポール人14,332(全産業従業員の87%)、日本人405人となつており、シンガポール人と日本人の比率は97.3:2.7と全産業中最も日本人の比率が小さく現地化の度合いが最も進んでいる。これについて建設業がシンガポール人従業員888人、商業同759人と多く、運輸通信(シンガポール人従業員283人)、金融保険(同208人)では他に比べ少ない。前年と対比すると従業員数が減少したのは建設業のみで、他の産業は全て増えており中でも金融・保険(5割増)、製造業(4割)の増加は著しい。

4. 登用状況

1973年におけるシンガポール人の登用状況をみると、役員については163人(全役員数の42%)、上級管理職については122人(36%)、中級管理職については380人(59%)、下級管理職については641人(79%)がシンガポール人によつて占められている。この状況を前年と対比するとシンガポール人の管理職の数は2~3割と大幅に増えたものの新規企業の進出があつたことおよび企業規模の拡大が急激なこともあつてシンガポール人の管理職の比率は若干減少している。役員については44%から42%へ2ポイント、上級管理職は39%から36%へと3ポイント、中級管理職は62%から59%へと3ポイント、下級管理職は87%から79%へと8ポイントそれぞれ減つており、特に下級管理職の比率の低下が大きい。

第1表 日系企業における登用状況

| 年 | 役員 | | 上級管理職 | | 中級管理職 | | 下級管理職 | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 現地人 | 日本人 | 現地人 | 日本人 | 現地人 | 日本人 | 現地人 | 日本人 |
| 1973 | 163 (42%) | 228 (58%) | 122 (36%) | 218 (64%) | 380 (59%) | 269 (41%) | 641 (79%) | 173 (21%) |
| 1972 | 137 (44%) | 178 (56%) | 101 (39%) | 157 (61%) | 291 (62%) | 180 (38%) | 522 (87%) | 81 (13%) |

設立年別にみると、支店の割合が多い1959年以前を除いて、
設立年次が古い程シンガポール人の登用がすすんでいる。

5. 現地社会に対する金銭的貢献

1973年に日系企業が、従業員に給与として支給した額は7,261万
ドルでこれは従業員一人当たり平均4,384ドルである。1972年と対比
すると1,845万ドル(34.0%)増え、一人当たり平均給与は、194ド
ル(4.5%)増えた。

次に、日系企業による現地社会への寄付、宣伝広告費をみると
1973年において日系企業が現地社会に寄付をした額は365千ドル、年間
の宣伝広告費は1,447千ドルで、1972年に比べ寄付額は61%増えたが宣
伝広告費は12%減少した。今回の調査における寄付には、本社ベースのもの
及び物による寄付は除かれているので、これらを含んだ寄付を日本商工会議所
社会福祉関係寄付実態調査報告(1974年9月実施)によつてみると日系企
業が過去1年間に行なつた寄付額は954千ドルとなつている。

6. 大学卒業生の雇用と初任給

日系企業167社のうち1973年にシンガポール人の大学卒業生を雇
用している企業は89社で雇用数は362人であつた。出身大学を国別に
みるとシンガポールの大学を出た者は98人、日本の大学出身者は167
人、その他の国の大学出身者は97人である。

初任給は、技術系平均835ドル、事務系796ドルとなつている。

前年と比べると大学卒業生を雇用している企業は35%増え、雇用数は
36%増加した。雇用数の増加を大学の国別にみると、シンガポールの大
学出身者は46%増、日本の大学出身者は59%増と大幅であつたのに対
し、その他の国の大学出身者増加幅は3%と少なかつた。

第 2 表 産業別大学卒業生雇用数及び大学卒業生初任給

| 項目 産業 | 大学卒業生雇用数 (単位: 人) | | | | 大学卒業生初任給 (単位: シンガポールドル) | |
|-----------|---------------------|-----------|-----------|--------------|----------------------------|-------|
| | 合計 | 現地の 大学 | 日本の 大学 | その他の 国の大学 | 技術系 | 事務系 |
| 総計 1973 | 347(100%) | 95(100%) | 155(100%) | 97(100%) | 835 | 796 |
| 1972 | 257(100%) | 67(100%) | 96(100%) | 94(100%) | 821 | 762 |
| 金融保険 1973 | 22(6%) | 13(14%) | 9(6%) | 0(0%) | - | 1,125 |
| 1972 | 11(4%) | 5(7%) | 6(6%) | 0(0%) | - | 875 |
| 運輸 1973 | 7(2%) | 2(2%) | 0(0%) | 5(5%) | - | - |
| 1972 | 7(3%) | 2(3%) | 0(0%) | 5(5%) | - | - |
| 商業貿易 1973 | 17(5%) | 9(9%) | 6(4%) | 2(2%) | 600 | 835 |
| 1972 | 17(7%) | 11(16%) | 4(4%) | 2(2%) | 750 | 761 |
| 製造業 1973 | 207(60%) | 62(65%) | 110(71%) | 35(36%) | 802 | 715 |
| 1972 | 136(53%) | 42(63%) | 65(68%) | 29(31%) | 778 | 713 |
| 建設 1973 | 94(27%) | 9(9%) | 30(19%) | 55(57%) | 985 | 966 |
| 1972 | 86(33%) | 7(10%) | 21(22%) | 58(62%) | 990 | 1,450 |

(注) 大学卒業生雇用数の計が分中数値と異なるのは、文中の数字は駐在員事務所における雇用数を含むが本表では駐在員事務所の雇用数を含まないためである。

7. 日本への派遣訓練及びシンガポールにおける訓練

1973年に日本への派遣訓練を行なった企業は38社で410人が訓練を受けた。シンガポールにおいて職業訓練(最低1カ月以上)を行なった企業は29社、受講生は1,272人で平均訓練期間は約3カ月であつた。

これを前年と比べると日本への派遣訓練を行なった企業は41%増え、派遣者数は約3倍に増えた。シンガポール内における訓練についても、訓練実施企業は38%、訓練受講者数は42%と大幅に増えたものの、訓練期間は約1カ月短縮した。

第 3 表 産業別職業訓練実施状況

| 項目 産業 | 日本派遣訓練 | | シンガポールにおける訓練 | | |
|----------|-------------|-----------|--------------|----------------|-------------|
| | 訓練実施 企業数 | 派遣者数 人 | 訓練実施 企業数 | 訓練受講 数 人 | 平均訓練期間 日 |
| 産業計 1973 | 38 | 410 | 29 | 1,272 | 78 |
| 1972 | 27 | 137 | 21 | 896 | 102 |
| 製造業 1973 | 21 | 367 | 20 | 1,179 | 98 |
| 1972 | 14 | 90 | 15 | 737 | 62 |

8. 企業設立年代別結果

以上の結果を企業の設立年代別にみると、設立年代が古いところほど①現地側出資比率が高いこと、②日本人従業員比率が低いこと、③シンガポール人の登用が進んでいること、④従業員一人当たり給与額が高く、また一社当りの現地社会への寄付が多いこと、⑤大学卒業生の一社当たり雇用数が多いこと、⑥日本への派遣訓練については、一社当たり派遣者数は新しく設立されたところが多いものの、シンガポール国内における訓練については古くから設立されているところほど一社当たり訓練受講生の数が多いこと、等の特徴がみられ、徐々に日系企業のパフォーマンスが改善されつつあることを示している。

《ジャパン・トレード・センター 浦尾武昭》





"プロフィール"

チン・カー・チョン氏紹介

1950年、新聞記者となつて次來、足かけ25年、記者生活一本で現在まで過してきたという超ベテラン記者である。

同氏は1950年初期に現在シンガポールの外務大臣であるラジャラトナム氏らとともにシンガポール新聞記者協会設立の発起人として力をつくしたが、その後1956年にはPANA NEWSのインドシヤ特派員に、1965年にはPANA NEWS東南アジア局長に、そしていまはPANA NEWS編集責任者兼代表者として活躍している。シンガポール地区のみならず、東南アジアにおいても著名な新聞人だが、とくに国際問題の方折ではでは異彩を放っている存在。

最近時事通信社の英文季刊誌「パンフィック・コミュニティ」の編集委員をするかたわら、シンガポール大学の校外進修系(夜間部)の新聞講座をつとめるなど、同氏のジャーナリストとしての働きは目ざましいものがある。同氏の著書には中国語版の「見た日本」、訳著には中国語版「シンガポール被占領三年半」などがあるが、1973年からはPANA NEWS日本語版を発行するなど、日本を良く知っているシンガポールジャーナリストのオ一人者である。

日本人の類しい奥様との間には一男一女の子供さんがあり、日曜日には家族ぐるみでバドミントンに興ずる良き旦那、良きパパである。

日本語に堪能であるばかりでなく、日本人の面例もよくみる人で、このお世話になつた日本人、日本企業も少なくなり。まさにシンガポールと日本とのカケ橋的存在といえる同氏である。

CHIN KAH-CHONG 陳加昌

(時事通信 納)

理事会のうごき

才65回 1974年12月17日開催

議 件

1. 才64回理事会議事録承認の件

異議なく承認された。

2. 会頭報告

(1) Science Center の件

桜井副会頭より、当問題に関しては現在日本より専門
家派遣を在シンガポール日本大使館を通して依頼して
いるが、人選の困難さ、派遣費用が予算に組み入れて
いないことなどを理由にまだ決定を頂いていない。今
後派遣費用をシンガポールサイドで負担するぐらいの
気構えで早急に専門家派遣を実現してもらおうよう強く
働きかけたい旨の発言があった。

(2) 貢献度調査PR方法について

磯辺会頭より日本大使館ジエトロ、本所の三者による
貢献度調査のPR方法について魚本大使と相談した結
果大使よりもっとも効果的な方法を考慮したいとの意
見があり、現在大使よりの返事待ちである旨の発言が
あった。

(3) E D B 他政府関係機関との懇談会について

磯辺会頭よりシンガポール政府から日本大使館を通し
て、日本側（具体的には日本大使館、ジエトロ、本所）
との懇談（当初シンガポールサイドより公式会合を申
し込れてきたが非公式として）を要請してきた。
テーマは当初の「投資問題」から現在「両国間の貿易
問題」となっており問題提起もまだ不明確であるが、

話し合いを通じて具体化するのではないかと考えている。私見であるが第1回は総論的、その後はかなり具体的問題の話し合いになるのではないかとと思う。

開催時期としては一応年明け早々を予定しているようであるので、本所としての第1回出席は正副会頭、商社部会当担理事、その他1~2名とし、今後は問題別によって担当理事の出席をお願いしたい旨の発言があり、了承された。

(4) 日本人学校新校舎建設業者指定問題について

日本人学校新校舎建設業者指定に関する日本人会長宛の本所回答として、会頭名により本所は日本人会の決定に従うとの回答文を出すことになった。

3. 入会申し込みの件

下記の入会申し込みがあり、承認された。

- * MITSUI SHIPBUILDING & ENGINEERING CO., LTD-"C" 会員
- * MITSUI REAL ESTATE DEVELOPMENT CO., LTD.----"C" 会員
- * ASIA CABLE ENGINEERING CO.,(PTE) LTD.-----"C" 会員
- * SANKEN(SINGAPORE)PRIVATE LIMITED.-----"C" 会員
- * KINSHO-MATAICHI CORPORATION.-----"C" 会員

4. 会計報告

草刈財務委員より、11月分会計報告があり、承認された。

5. 副会頭1名増員の件

先搬来、Lee & Lee 弁護士事務所を通して、本所副会頭1名増員のための定款変更を申し入れていたがこのたび1名増員は緊急事項とは認めがたい旨の回答がシンガポール政府よりあった。

当問題については当面静観し選挙制度改正委員会での理事定足数等の検討事項と合せて引続き進めてゆくことになった。

6. 選挙制度改正委員会委員の選任について

林副会頭(選挙制度改正委員会委員長)より当委員会委員として次の各氏にご委嘱したい旨の発言があり承認された。

委員長 林副会頭
委員 渋谷（第一勧銀）、高島各理事

中島氏（東京銀行）、古川氏（日商岩井）

当委員会を中心に、早急に問題を煮詰めてゆくことになった。

7. 星和園100万人入場者突破記念行事について

JTCより協賛依頼のあった星和園100万人入場者突破記念行事として本所では小委員会（桜井副会頭、沢田運輸通信サービス部会担当理事、伊勢舟篠崎氏、八百半左納氏、日本海事検定協会萩原氏、オーキッドイン佐藤氏）を設け検討した結果、次の行事を協力することになった。

日時 1975年1月18日（土）19日（日）両日

- 催し
- ① 入場者の中から各日1名づつに、ラッキーナンバーを設け、記念品を出す。
 - ② 日本食フェスティバルの開催
 - ③ 生花展示会
 - ④ 玩具展示会
 - ⑤ 写真展示会
 - ⑥ 音楽（地元音楽家、ヤマハ電子オルガン演奏）

なお、桜井副会頭より、当行事推進上、本所として、若干の予算をお願いしたい旨の発言があり承認された。

8. 部会開催報告

高橋商社部会担当理事より、部会開催報告があった（サーキユラー参照）

9. 事務局職員採用について

事務局職員として、Mr. Wong を12月1日付で採用することになった。

10. 南洋大学生日本研修旅行に対する協力の件

南洋大学生よりの日本研修旅行に対する協力依頼があったが更に検討して、協力することになった。

11. 理事交替の件

このたびロンドン支店長に転任される

菊池理事より理事退任の挨拶があった。

部 会 活 動



○ 商社部会

- 日時 1974年12月9日(月)午後12時30分
- 場所 ジャパン・クラブ
- 議件 (1) 現部会長帰国に伴う部会長選出について。
(2) クレーム処理問題について。
(3) "時差出勤" 勧告について。
(4) その他
(サーキュラーにて既報)

○ 金融保険部会

- 日時 1974年12月20日(金)午後12時30分
- 場所 新加坡日本商工会議所
- 議件 (1) ASEAN-日本関係に対する各関係国の国内情勢変化の
インディケーション。
南洋大学 蕭先生
(2) 離任挨拶
菊池理事

資料案内

| | |
|------------------------|-----------------|
| シンガポール共和国憲法 | \$ 8 |
| 最近シンガポール経済事情 (1974年5月) | \$ 15 |
| 環境公衆衛生法 | 8 |
| 大気汚染防止法 | \$ 4 |
| 経済拡大奨励法 | \$ 4 |
| 会社法 | \$ 60 |
| | (但し、非会員は \$ 70) |
| 月報 (各月号) | \$ 3 |
| 法律才1号 | \$ 4 |
| 法律才2号 | \$ 3 |
| 経済フロント 1974年1～3月 | \$ 3 |
| " 1974年4～5月 | \$ 3 |
| " 1974年6～9月 | \$ 3 |
| 法律才3号 | \$ 3 |
| 所得税法 | \$ 15 |
| シンガポール為替管理法 (仮訳) | \$ 10 |
| 邦人進出企業並びに処資主要企業概況一覧表 | \$ 10 |
| シンガポール共和国労働雇用法、組合法、関係法 | \$ 15 |

(以上ご希望の向きは事務局にてお求め下さい)

なお、JETRO資料として、下記のものが入会所に各一部ずつあります。
 ご希望の向きは、フオートコピー実費負担で、事務局へお申し出下さい。

「シンガポールにおける外資系企業の経営上の問題点」

「シンガポールにおける現地調達可能品調査」

廣 報 欄

○ Changed Address:

- * Omron Singapore (Pte) Ltd.
3, Bedok Plain,
Singapore, 6.
- * Kyosei Kisen K.K.
Room No:2002, 20th Floor,
Ocean Building,
Collyer Quay,
Singapore, 1.
- * Kawasaki Steel Corporation.
53-C, 3rd Floor,
Anson Center Bldg.,
Anson Road,
Singapore, 2.
- * Maruzen Showa Unyu Co., Ltd.
c/o Sinnan Shipping & Trading Co., Ltd.
4th Floor, Suite 403, Ocean Bldg.,
Collyer Quay,
Singapore, 1.
- * Pollution Control Services
Room No: 1713, 17th Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 2.

○ Changed Telephone.

- * Omron Singapore (Pte) Ltd.
Tel: 419866
- * Kawasaki Steel Corporation
Tel: 2201174, 2204696
- * Maruzen Showa Unyu Co., Ltd.
Tel: 983633 (4 Lines)
- * Pollution Control Services
Tel: 2200393

編集後記

新加坡日本商工会議所
広報委員会
編集長 納 信二

△本号は前号に引き続いて「金融問題特集その2」としました。アジアダラーをはじめとし、東南アジアにおける金融市場の中心地であるシンガポールを業界各部門から総括的にとりあげたというわけです。「その1」「その2」で金融問題や業界の経緯、現状といったものが大体網羅できたのではないかと思います。

△本号では銀行、応募会社諸氏による「マーチャントバンクとは」の座談会、日本火災海上の三田氏の「シンガポール進出の日本保険会社」、さらにオリエンリースの小泉氏の「シンガポールにおけるリース事業」などを掲載しました。

このほか、本号ではさきに大使館、ジエトロ、商工会議所の三者が合同で行ないました「日本進出企業のシンガポール経済に対する貢献度調査」の結果を要約してとりあげました。日本企業のあり方がいろいろわれている折だけにご参考になるものと考えます。

△前号からシンガポールの著名人のプロフィールを掲載しております。本号では当地のジャーナリストの知日オ一人者であるPANA NEWS 陳加昌氏に登場して載せました。

前号でもお願いしましたが、会員各位の会社関係、あるいは友人関係で是非この人をという方をどしどしご紹介いただきたいと思いますので積極的なご投稿をよろしく。

MONTHLY REVIEW

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE